

## 第367回(令和6年6月)定例会

## 会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意1	保育士等の更なる処遇改善と人材確保への支援を求める意見書	自民
意2	生殖補助医療における費用負担軽減及び保険適用範囲の拡充を求める意見書	自民
意3	大規模地震災害時における上水道施設の強靱化を求める意見書	維新
意4	SNSを利用した「なりすまし投資詐欺」被害防止対策を求める意見書	維新
意5	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書	公明
意6	豊かな学びと育ちのための少人数学級実現と教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	県民
意7	パレスチナにおける人命保護と平和実現を求める意見書	県民

意見書案 第 号

(自由民主党)

## 保育士等の更なる処遇改善と人材確保への支援を求める意見書

我が国における 2023 年の出生数は前年比 5.1%減の 75 万 8,631 人で、8 年連続で減少し、過去最少を更新した。人口の減少幅も初めて 80 万人を超えるなど、少子化に伴う人口減少は深刻さを増しており、これらの対策として、安心・安全な子どもの成長を支えるための十分な保育の受け皿を一刻も早く整備することが求められている。

こうした中、国では「こどもまんなか社会」の実現を目標に掲げ、こども家庭庁を中心にさまざまな施策に取り組むとともに、昨年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」では、保育園等の職員配置基準について、今年度からは 4・5 歳児を 1 人当たり 30 人から 25 人に、来年度以降は 1 歳児についても、6 人から 5 人へと改善を進めることが盛り込まれるなど、保育の質の向上や保育士の負担軽減につながることを期待されている。

一方、保育士等の処遇については、これまで一定の改善が図られてはいるものの、依然として全産業平均との賃金格差は大きく、女性の社会進出等に伴い高まる保育ニーズも相まって、今後も慢性的な保育人材不足に陥ることが懸念される。また、職員配置基準の見直しにより生じる恐れのある保育人材の不足に対応するための更なる人材確保及び定着に向けた取組が肝要である。

よって、国におかれては、安心・安全な子育て環境の充実に向けた幼児教育・保育の質の一層の向上を図るため、下記事項に早急に取り組まれることを強く要望する。

## 記

- 1 保育士等が安定的・継続的に働くことができるよう、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を行うこと。
- 2 保育士等の配置の見直しに影響を及ぼすことのないよう、保育人材の安定的確保と就業継続につながる実効性ある支援策を講じること。
- 3 保育士等の処遇改善や人材確保等に必要な財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

生殖補助医療における費用負担軽減及び保険適用範囲の拡充を  
求める意見書

生殖補助医療は、国及び都道府県の助成金事業の対象であったところ、令和4年4月から保険適用となり、保険適用が受けられる範囲では、利用者の負担軽減につながっている。

しかし、生殖補助医療の保険適用範囲については、概ね助成事業の対象範囲を継承しており、漢方薬など代替医療への継続的な出費等が大きな負担になる事例も指摘されている。それに加え、受精卵の染色体検査や一部の投薬治療など保険適用外の診療と併用することになれば混合診療となり、これまでの助成制度よりも自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図る必要がある。

まず、43歳未満という年齢制限について、女性の年齢と出産のリスクには科学的な根拠があり、年齢制限の撤廃が必ずしも全てのケースにおいて有益とは限らない。ただ、加齢によるリスクは個別に検討し、医療の判断と本人の意思を尊重する形での適用が重要である。

さらに、国内の出生数は減少を続けており、近年その傾向が顕著になっているが、一方で生殖補助医療による出生数は増加を続けており、全体の1割に迫る勢いとなっている。今後の出生数増加を図るためには、生殖補助医療をより積極的に利用していく必要があるということは、少子高齢化、晩婚化の影響を強く受ける地方自治体として、強く感じるところである。

よって、国におかれては、更なる少子化対策の一環として、不妊治療の受診機会の拡大等を図るため、下記事項に取り組みられることを強く要望する。

## 記

- 1 科学的な根拠に基づき、生殖補助医療にかかる費用に対して、年齢や回数にとらわれず保険適用の対象とするなど、制度の更なる充実を検討すること。
- 2 生殖補助医療の保険適用範囲について、適応症と効果が明らかな治療に対しては広く医療保険の適用の在り方を含めて、不妊治療の経済的負担の軽減を図る方策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 大規模地震災害時における上水道施設の強靱化を求める意見書

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、最重要のライフラインであるべき上水道施設の大規模地震に対する脆弱性が明らかになり、被災地の住民生活を一層困難にするとともに、復旧・復興に大きな制約となった。

被災地石川県内では一時、約11万戸余りが断水し、発災15日後時点の断水戸数の断水率は能登半島地震48.3%、東日本大震災19.2%、熊本地震2.9%と国は上下水道の地震対策を検討する有識者会議で被害状況を報告した。

珠洲市と輪島市では浄水場が被災し、河川から水を取り込む取水口や浄水場から配水池まで送水する水道管が壊れるなどし、復旧が遅れた。能登町でも、浄水場から送水する水道管が土砂崩れにより想定以上に破損し、修繕に時間がかかった。

上水道事業は現行では市町村の公営企業と位置付けられ、水道料金で施設の整備費に充てる独立採算が原則となっている。しかしながら、能登半島地震の被災状況を教訓にすれば、国民の安全・安心を守ることは国の責務であり、憲法の保障する生存権であると考えられることから、上水道施設の強靱化について国の抜本的関与と公費負担が必要と考える。

また、本県においても南海トラフ地震の30年以内に発生する確率は70-80%とされるなど、大規模地震災害の危険性が切迫しており、水道施設の強靱化は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記事項に取り組みられることを強く要望する。

## 記

- 1 上水道施設の耐震化等のため新たに手厚い助成制度を創設すること。
- 2 上水道事業の耐震化等に対して新たな繰出基準を創設し、各地方自治体に対し水道施設の耐震化等に必要な地方財政措置を講じること。
- 3 個人負担とされている上水道の給水装置の修繕費について、大規模災害時には一括して地方自治体等が工事を発注することが復興・復旧を円滑化することから、公費負担のあり方も含めた制度設計を進めること。また、被災地の水道工事業者等の不足に対処するため、水道工事業者等の広域応援体制を構築すること。
- 4 大規模災害時に対して上水道施設の耐震化等を進め、発災時には早期復旧を推進するとともに、地方自治体の必要な財源を確保するために、上水道施設の強靱化のための法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## SNSを利用した「なりすまし投資詐欺」被害防止対策を求める意見書

近年SNSを利用した詐欺被害が急増している。警察庁はSNSを通じて投資を勧める「SNS型投資詐欺」と、恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取る「ロマンス詐欺」の被害状況を本年3月7日初めてまとめ、公表した。それによると、昨年の被害件数は合わせて3,846件、被害額は約455億2千万円となり、オレオレ詐欺など特殊詐欺の被害額(約452億6千万円)を上回った。

とりわけ、有名人になりすました偽の広告で投資を呼びかける新しい詐欺の手法である「なりすまし投資詐欺」が急拡大し、被害を急増させている。

被害者がSNSで著名な実業家や経済アナリストを騙った偽の広告を経由して、LINE等に誘導される。そこで投資のアドバイスを信じ込まされ、指定された口座に巨額の入金をした後、引き出す際に引き出せなくなったり、連絡が途絶えて被害に気付くというのが主な手法である。実際の犯人が海外にいるケースや、SNSにおいて厳格な本人確認が不十分な点、ネットバンキングの普及でマネーロンダリングがやり易い環境にあること、不正に譲渡された口座が犯罪に利用されていることなど、犯人までにたどり着くには莫大な金銭・時間を要するため、犯人逮捕が極めて困難であり、大きな社会問題となっている。

兵庫県においても、1～3月のSNS型投資詐欺の被害額は昨年同期比の約4倍にあたる約16億7,400万円に上り、その中でも「なりすまし投資詐欺」の手口が3割超と兵庫県警察から本年5月1日に発表された。5月10日改正プロバイダー責任制限法が成立し、SNSを利用した詐欺広告の削除について厳格化が図られたが、巧妙化、被害額の急拡大を防ぐため更なる広範な対策が急務である。よって、国においては下記のことに取り組むよう強く要望する。

## 記

- 1 犯行の詳細な手口を国民に広報し、犯罪被害防止の啓発を推進すること。
- 2 ソーシャルネットワークサービス提供事業者に対して、著名人の氏名や肖像の使用禁止を含む広告審査の厳格化などの犯罪防止対策を講じるよう求めること。
- 3 犯行に用いられる決済の口座の凍結、不正口座の譲渡対策など犯罪収益移転防止法で定められている制度について、SNS型投資詐欺への厳格な適用を行うとともに、金融機関の自主規制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、認知症施策推進総合戦略新オレンジプランや認知症対策推進大綱においても、難聴は認知症の危険分子の一つとされており、補聴器による認知症リスクの低減効果については、WHOも一定の見解を示している。

高齢者が補聴器を積極的に装用すれば、社会との関わりを促進し、コミュニケーションでの問題を軽減することにより、高齢者の生活の質が向上し、認知症予防や認知機能の低下を遅らせる可能性がある。

この難聴対策として、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」と様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

兵庫県では、令和4年度から令和5年度にかけて、高齢者の補聴器活用調査として、平均年齢80.5歳の407名の方に対し、補聴器の使用前後における社会参加活動の「日数」や「意欲」を聞くアンケートを実施した。社会参加「日数」が増加、変化なし（現状維持）が約8割、そして、社会参加「意欲」が増加、変化なし（現状維持）が約7割との結果となったが、回答理由として、「社会活動に前向きとなったため」が約4割と一定の効果があり、県民からも補聴器購入費用の補助への声が多く寄せられている。

よって、国におかれては、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、聴覚補助機器等の積極的な装用を促すため、聴覚補助機器等の購入支援制度の創設を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

豊かな学びと育ちのための少人数学級実現と教職員定数改善並びに  
義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

学校現場では、いじめの件数や不登校の増加、不安定で複雑な家庭環境による貧困やヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く課題は多様化している。

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているが、きめ細やかな教育活動を推進するためには、中学校での実施も求められる。

このように、子どもたち一人ひとりに丁寧寄り添い、よりきめ細やかな指導・支援が必要となっている状況であるにもかかわらず、学校現場では教職員の未配置問題が県内各地で発生し、年度当初から配置基準に満たない状態となっている。

加えて、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足であるなど、慢性的な教職員不足の状態が長く続いている。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が3分の1となっているが、国の施策として定数改善、教職員の働き方改革の実現に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、豊かな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、上記の状況を踏まえ、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 中学校での35人学級編制を実現すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現するため、加配教員や少数職種の増員などを推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政対策を維持した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

## パレスチナにおける人命保護と平和実現を求める意見書

現在でもイスラエルとハマスの間で大規模な軍事衝突等が勃発しており、パレスチナ情勢は混乱が続き、世界情勢にも大きな影響を与えている。パレスチナ自治区ガザ地区では、多くの一般市民が深刻な危機にさらされており、国連機関等の報告によると、犠牲者の7割が子どもや女性であると報告されている。また、ライフラインの停止・破壊行為が繰り返されており、飢餓、医療崩壊による更なる犠牲と損害が継続している。

さらに、ヨルダン川西岸においては入植者と治安部隊による武力行為により、多数の犠牲者が出ており、事態は既にパレスチナ及び近隣国を巻き込む拡大を見せている。これに対し、関係各国による事態の更なる悪化につながる行為は官民共に自粛すべきであり、即時対応を求める一般市民の声は世界各国で強まっている。

本年1月26日には国際司法裁判所(ICJ)は暫定措置として、パレスチナ人の生命保護及び人道的権利を尊重するよう要請し、3月28日には更にイスラエルに対し飢饉を回避するための援助物資流入を命じたが、現在に至るまで状況の改善と戦闘の停止は認められず、人命の損失と事態の悪化が確認されている。

我が国は、議長国として開催したG7(主要7カ国)外相会合において、テロ攻撃を断固として非難することやガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘の人的休止を支持するとした緊急声明を発表し、本年3月15日に国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)への資金援助再開と昨年10月2日に発表されていた日本における拠点設置の検討再開、更には本年4月18日に国連安全保障理事会にてパレスチナの国連加盟に賛成の意を表明した。

イスラエル・パレスチナ問題は、これまでの長い歴史の中で状況が複雑化し、過去にも幾度となく武力衝突が発生している。しかし、いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できるものではない。

よって、国におかれては、パレスチナにおける人命保護及び一刻も早い平和と自立した復興を実現するため、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、停戦に向けた適切な外交努力を積極的に講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。